

第30回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年6月29日(木) 午後4時00分から午後4時30分

2 開催場所 出雲崎町役場 議員控室

3 出席委員(8人)

会長	2番	内藤 仁
会長職務代理者	4番	山田久男
委員	1番	遠藤文男
	3番	安達義男
	5番	森山一郎
	6番	加藤修三
	7番	佐藤敏夫
	8番	南波博直

4 欠席委員

欠席者なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法の適用を受けない事実確認願いについて

議案第3号 農地利用集積円滑化事業規程の変更承認に係る
農業委員会の決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 大矢 正人

係長 五十嵐 文明

7 会議の概要

事務局長 ただいまから第30回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長 本日は全員出席です。総会は成立しておりますので、総会を進行いたします。

議長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 それでは、5番 森山委員、6番 加藤委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の五十嵐係長を指名いたします。

議 長 3番の諸般の報告をさせていただきます。

【出席した内容について口頭で報告】

・平成29年度全国農業員会会長大会・新潟県選出国會議員との農政懇談会
期日：5月29日（月）・30日（火）

会場：東京都文京区「文京シビックホール」ほか

出席者：内藤会長

・第122回通常総会、市町村農業委員会会長会議、農政同志会総会及び
農業委員会会長懇談会

期日：6月23日（金）

会場：新潟市「新潟東映ホテル」

出席者：内藤会長

議 長 それでは議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請
について、事務局より説明願います。

事務局 議案第1号について説明いたします。議案第1号農地法第3条の規定による
許可申請について、1件の申請がありました。

【議案書に基づいて内容を説明】

対象の農地につきましては、譲受人、譲渡人両者の話によると元々譲受人の
家が所有していた土地であったものが譲渡人の家に渡ったとのことで、これを譲
受人に返したいと希望し、今回の許可申請をしたものであります。

なお、譲受人の経営面積については、下限面積要件（30a以上）を満たして
いることから、許可相当に認められると思われれます。以上です。

議 長 ただいまの説明に関連して担当地区委員から、現地調査の結果並びに補足説
明をお願いします。

3 番 6月16日に事務局、譲渡人と一緒に現地調査をいたしました。詳細は先ほ
ど事務局の説明したとおりです。耕作の利便性等に関しては特に問題は無く、許
可に関して特段異論はないと思われれます。

議 長 ただいま事務局及び担当地区委員より説明がありましたが、ご意見、ご質問
のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第1号について許可することに賛成の方は、挙手願います。

議 長 全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり許可いたします。

議 長 続きまして、議案第2号 農地法の適用を受けない事実確認願いについて事務局より説明願います。

事務局 議案第2号について説明いたします。農地法の適用を受けない事実確認願いについて、1件の申請がありました。

【議案書に基づいて内容を説明】

申請地につきましては、登記地目が畑となっておりますが、現在耕作がされておらず、現状は雑木等が生い茂るなど山林、原野化しております。少なくとも申請人の両親の代から耕作がされていないということで、農地としての再生は不可能であると考えられます。非農地の判定につきましては、新潟県農地部長通達「農地の転用と地目変更事務の取扱いについて（平成15年2月19日農管第475号）」2のアの（オ）【災害又は耕作放棄等により農地でなくなっているもの】に該当すると判断いたしました。なお、申請人は当初この申請地を付近のお寺が墓地として使用しているため、寄付をしたいと考えておりましたが、資料6ページのとおり現地を確認したところ、墓地は申請地にはかかっていなかったため、農地法の適用を受けない事実確認願いをしたものであります。説明は以上です。

議 長 ただいまの説明に関連して担当地区委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

6 番 6月9日に事務局、申請人及び先程話題に出たお寺の住職と一緒に現地調査をいたしました。まず墓地として使用している土地ではないという事、また昭和36年の大雨によるがけ崩れと、その後がけ崩れ防止用のフェンスが建てられたことに農地としては使用できなくなり、現在は山林、原野化していることを確認いたしました。

議 長 ただいま事務局及び担当地区委員より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

議 長 お寺はこの土地を墓地として使用する意思はあるのか。

事務局 当初は申請地が既に墓地として使用されている、という認識であったため、墓地への地目変更を伴う所有権移転を行おうとしていた。墓地を広げたいとい

う意思は持っていないとのことでした。

議 長 ほかにご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

1 番 申請地について、枝番を見ると他にもいくつか分筆された土地があるようだが、どのような状況となっているのか

事 務 局 (更正図により説明。)

議 長 ほかにご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第2号について許可することに賛成の方は、挙手願います。

議 長 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり許可いたします。

議 長 続きまして、議案第3号 農地利用集積円滑化事業規程の変更承認に係る農業委員会の決定について事務局より説明願います。

事 務 局 議案第3号について説明します。議案第3号農地法の農地利用集積円滑化事業規程の変更承認に係る農業委員会の決定について、2件の申請がありました。

【議案書に基づいて内容を説明】

この議案につきましては別に資料を作成いたしましたのでそちらをご覧ください。

まず1ページが柏崎農業協同組合の農地利用集積円滑化事業規程の新旧対照表になります。右側が現行、左側が改正後となります。下線のある部分が改正点です。このうち、第4条第1項中の「農地保有合理化法人」の「農地中間管理機構」への改正については、平成25年度の農業経営基盤強化促進法改正に伴う名称変更となります。同条第2項、第11条第2項中にも同様の変更がございます。

次に第4条第1項中の「県農業会議」の「県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構」への改正についてですが、平成28年4月より「農業委員会等に関する法律」の改正法が施行されたことによる、名称変更となります。

そして、第4条第2項中の「農地保有合理化事業（法第4条第2項に規定する事業をいう。）」の「特例事業及び農地中間管理事業」への改正については、平成25年度の農業経営基盤強化促進法改正に伴う名称変更となります。同資料の1-2、3ページから10ページが改正後全文となります。

続きまして資料の 11 ページから越後さんとう農業協同組合の農地利用集積計画変更についての資料となります。

11 ページが新旧対照表、13 ページから 19 ページが改正後全文となっております。先ほど説明をいたしました柏崎農業協同組合の規程と同じく、第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 11 条第 2 項中の「農地保有合理化法人」が「農地中間管理機構」に、第 4 条第 1 項中の「県農業会議」が「県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構」に、第 4 条第 2 項中の「農地保有合理化事業（法第 4 条第 2 項に規定する事業をいう。）」が「特例事業及び農地中間管理事業」にそれぞれ変更となります。以上となります。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第 3 号について決定することに賛成の方は、挙手願います。

議 長 全員賛成ですので、議案第 3 号は原案のとおり許可いたします。

議 長 以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしました。
この際、その他の件について、委員からご発言あれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長 それでは、以上をもちまして出雲崎町農業委員会第 29 回総会を閉会いたします。

出雲崎町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、ここに署名します。

平成 29 年 6 月 29 日

議 長 ⑩

議事録署名委員
5 番 ⑩

議事録署名委員
6 番 ⑩